

地域ケア基盤整備推進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、地域ケア基盤整備推進事業実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金は、実施要項「3 事業内容」に規定する事業を対象とする。
2 補助対象者、補助基準額、補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。
3 この補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の金額に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(事前協議)

第3条 本事業を実施しようとする者は、事前協議書（様式第1号）を、知事が指示する日までに1部提出しなければならない。
2 知事は、事業実施に当たり、事業内容等を審査し、予算の範囲内で補助予定者を採択し、その旨を補助予定者へ内示（様式第2号）を行う。なお、予算の範囲を超える場合は、原則として、平成27年度から令和4年度までの期間において「茨城県型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業費補助金（令和2年度から「地域ケア基盤整備推進事業」に名称を変更。）」の交付を受けていない事業者を優先して採択する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、内示を受けた後、補助金交付申請書（様式第3号）を、知事が指示する日までに提出しなければならない。

(事前着手)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（様式第4号）を知事に提出したときは、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助金の変更申請等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助の追加(減額)交付申請を行う場合には、補助金追加(減額)交付申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る補助金の追加又は減額の交付決定の通知は、補助金追加(減額)交付決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときには、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第11条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した概算払申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。

(雇用契約解除に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、実施要項「4 用語の定義(3)」に規定する取組拡充を実施した場合で、取組拡充によって増員した者との契約が契約締結の日から1

年未満で解除されたときには、関係書類を添えて速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、交付された補助金の全額又は一部を県に返還させることがある。

(補助金の額の確定の通知)

第 14 条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

(消費税仕入控除税額の納付)

第 15 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の申告により、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税の仕入控除税額報告書（様式第 11 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(証拠書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、これを事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 規則第 20 条の規定により知事が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間とする。

付則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 2 年 12 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 5 年 1 月 2 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助基準額	補助率	補助対象経費	摘要
訪問看護事業所	1,000千円	1/2 ※補助上限金額 500千円	本事業に必要な備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単価 5 万円以上（消費税込）の在宅診療等で使用する医療機器 ・ 患者情報の共有等に使用するための電子情報通信機器（タブレット型端末等） ・ 在宅人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等 ・ 生体モニタリングシステム等の導入経費 <p>※対象となる機器等の判断にあたっては、事前協議の前に、県に確認を行うこと。</p>

（留意事項）

- ・ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施した事業に限る。（なお、事業の着手時期については、補助対象となる備品購入等に係る契約行為をもって判断することとする。）
- ・ 対象にならない主な経費は次のとおりとする。
 - (1) 人件費、消耗品費、光熱水費等の運営費
 - (2) 物品やシステム等の維持にかかる保守、点検、月々のリース料金及び使用料等のランニングコスト
 - (3) 補助金の交付決定前に事業を実施した場合の経費（着手前に事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。）
 - (4) 電子情報通信機器のうち、医療関係者同士の患者情報の共有や、患者とのオンライン上のやり取り以外の目的に使用するもの
 - (5) 医療機器及び生体モニタリングシステム以外のソフトウェアやアプリケーション
- ・ 簡易自家発電装置等については、次のとおりとする。
 - (1) 災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの。
 - (2) ガソリンやガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。